

泉州地域における市町事務の共同実施モデル構築事業検討業務 仕様書

令和 7 年 4 月 8 日

貝塚市総合政策部行財政管理課

公共施設マネジメント室

第 1 章 総則

第 1 節 目的

少子高齢化や人口減少、公共施設、インフラの老朽化が進む中、将来にわたり住民に必要な行政サービスを提供していく必要があり、大阪府南部の岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町（以下、「泉州地域」という。）では、建築や土木技術職員の不足が共通課題であり、自治体の枠を超えて技術や知見を共有する必要があることから、泉州地域において技術職員不足の課題を補うため、公共施設及びインフラの点検調査から更新に至るまでを広域的に対応を図ることでスケールメリットを活かし、持続可能な形で質の高い行政サービスが提供できる事業スキームや強固な基盤の構築等を目的とした調査、検討及び検証を行うものとする。

なお、本業務は、令和 6 年 12 月 6 日付け総行市第 175 号にて総務省自治行政局市町村課より募集のあった「広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業に関する提案募集について」において採択を受けた事業であり、「広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業 募集要項」の主旨並びに「広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業 提案書（別紙様式 1，2）」及び国土交通省ホームページに掲載されている「群マネモデル地域の実施方針（R6.12.25 公表）」を十分理解した上で、業務を実施するものとする。

第 2 節 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日までとする。

第 3 節 業務構成

第 1 項 業務構成

業務構成は、以下のとおりである。

業務	対象エリア
官民連携型の事業体制構築業務（第2章）	泉州地域
一部事業の先行実装に向けた支援業務（第3章）	泉大津市・高石市・忠岡町 （第1節） 貝塚市・泉南市※（第2節）
事業効率を最大化するシステム構想業務（第4章）	泉州地域

※参画市町については、現時点では2市であるが、検討対象としては泉州地域とする。

第2項 計画準備・業務計画

本業務を実施するにあたり、業務の目的、主旨を把握した上で、業務の実施方針・手順・工程等を示した業務計画書を作成する。

第3項 報告書作成

成果をとりまとめ、任意の報告書フォーマットにより、分かりやすく整理して報告書を作成する。

第4項 打合せ協議

（1）調査業務等を適正かつ円滑に行うため、協議打合を十分に行ったうえで業務を実施するものとする。

（2）貝塚市（以下、「甲」という。）及び受託者（以下、「乙」という。）は常に密接な連絡を取り、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく協議打合を行うものとする。

（3）協議打合の内容については、その都度乙が議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

第2章 官民連携型の事業体制構築業務

官民連携型の事業体制構築業務では、令和5年12月1日付けで国土交通省より選定された「地域インフラ群再生戦略マネジメント（以下、「群マネ」という。）」の取組みにおいて、抽出された課題、取組みの方向性を継承し、検討を行うものである。

第1節 課題解決につながる事業スキームの構想

既に顕在化・今後顕在化していくことが懸念されるインフラ設備の課題及び問題点の解決に繋がる、泉州地域における水平連携による広域連携事業スキームとして、地方自治法に基づく共同処理制度の活用及び仕組み、民間事業者側の実施体制の想定、シス

テム等を活用した事業運営環境などの構想を図る。

第2節 事業スキーム構築における課題の抽出

事業スキームを構築する上で直面する、泉州地域での合意形成や大阪府等との調整、法規制などの課題、民間事業者の意欲醸成、意欲確認、必要事業費の算出及び予算の確保等を見据えた設定等、想定される課題を具体的に抽出し、整理を行う。

第3節 事業スキーム構築に向けたアクションプランの整理

将来構想の実現に向けたスケジュール設定、当面の間に実施すべき課題への対処及び役割分担の明確化を行う。

第3章 一部事業の先行実装に向けた支援業務

一部事業の先行実装に向けた支援業務では、令和8年度の先行実装に向けた発注支援業務を行うものとする。

第1節 2市1町における道路・公園・下水道分野包括維持管理業務の業務範囲

泉大津市・高石市及び忠岡町（以下、「2市1町」という。）による道路・公園・下水道分野における包括維持管理業務とする。なお、「2市1町一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務」の報告書を参考に実施するものである。

第1項 民間事業者との勉強会・対話

事業へ参画する可能性のある民間事業者に対する勉強会及び地元民間事業者との個別対話を行い、令和8年度の実装に向けた課題、改善点を把握する。

第2項 事業範囲の設定

包括管理業務のスキームとして、要求水準、民間事業者側の体制、参加資格要件の整理、契約手法等の検討に必要な条件設定等の整理を行う。

第3項 要求水準書等の作成支援

包括管理業務の導入に向けた要求水準書、モニタリング実施方針、契約書案の作成を行う。

第2節 貝塚市・泉南市による公園分野の遊具に関する包括管理業務の業務範囲

貝塚市・泉南市の公園分野における遊具点検及び修繕業務の包括管理業務とする。

第1項 民間事業者との勉強会・対話

事業へ参画する可能性のある民間事業者に対する勉強会及び地元民間事業者との個別対話を行い、令和8年度の実装に向けた課題、改善点を把握する。

第2項 事業範囲の設定

包括管理業務のスキームとして、要求水準、民間事業者側の体制、参加資格要件の整理、契約手法等の検討に必要な条件設定等の整理を行う。

第3項 要求水準書等の作成支援

包括管理業務の導入に向けた要求水準書、モニタリング実施方針、契約書案の作成を行う。

第4章 事業効率を最大化するシステム構想業務

本業務は、令和7年3月31日付けで締結した「ドラレコ・ロードマネージャーを活用した維持管理の研究に関する協定書」に基づき取得したデータ等を活用し、泉州地域におけるインフラ施設のシステム構想の検討、維持管理基準等の体制に向けた検討を行う。

第1節 一元化システム構想の検討

目指すべき事業スキームを整理し、AI分析やビックデータを活用することで、インフラ施設の膨大な点検作業の絞り込みや作業の効率化することで客観的な評価が可能なシステムを視覚的に分かりやすい形で整理し、各組織の役割やデータ活用方法などを明確にする。

第2節 一元化システムの一部試行・評価

独自に保有するビックデータ、システムや大阪府の保有する維持管理DBなど活用可能なシステムを準備し、泉州地域におけるインフラ施設の維持管理データの一部を格納の上、泉州地域職員における現行管理での試行運用の結果を非機能要件等の面から多角的に評価し、試行運用の効果を検証すると共に、本格的なシステム整備に向けた具体的な課題抽出を行う。

第3節 データー一元化に向けたアクションプラン

システムを運用するために、システム構築及びデータの一元化を図る上での課題の明確化を行う。

第5章 業務全般における留意事項

第1節 業務の範囲

乙は、本仕様書及び本募集要項に基づき本業務を実施しなければならない。

第2節 準拠法令等

乙は、最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）
- (3) 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）
- (4) その他本業務に係る法令及び通達等

第3節 費用の負担

業務に伴い必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則乙の負担とする。

第4節 業務実施体制

乙は、本業務を遂行するに当たって、甲の意図及び目的を十分に理解した上で、業務責任者となる管理技術者1名、担当技術者を必要数配置すること。

第5節 秘密保持

乙は、本業務の遂行過程で甲から提供もしくは開示を受け、または業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（以下、「秘密情報」という。）を秘密として保持し、事前に甲の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、かつ本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (1) 乙が知り得た時点で既に公知であった情報
- (2) 乙が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 乙が知り得た時点で本業務契約に違反すること無しに既に保有していた情報
- (4) 乙が本業務契約に違反すること無しに、または本業務契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- (5) 乙が第三者から適法に入手した情報

第6節 公益確保の義務

乙は、業務を行うに当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

第7節 提出書類

(1) 乙は、業務の着手及び完了にあたって、甲の定める所定の様式により、(2)の各種届出を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(2) 提出を要する書類は、下記のとおりである。部数については変更することがある。

①着手時

・ 着手届	1 部
・ 管理技術者届・同経歴書（資格証写、雇用証明写）	1 部
・ 担当技術者届・同経歴書（資格証写、雇用証明写）	1 部
・ 業務計画書	2 部
・ 業務工程表	1 部
・ 職務分担表（必要に応じて）	1 部

②完了時

・ 完了届	1 部
・ 成果品引渡書	1 部
・ 請求書	1 部
・ 銀行口座振替依頼書	1 部

第8節 管理技術者・担当技術者

(1) 乙は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、技術士（建設部門又は上下水道部門）を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 乙は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な担当技術者を必要数配置しなければならない。

第9節 工程管理

(1) 乙は、現行の実施工程に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更

- した実施工程表を提出し、甲の承認を得なければならない。
- (2) 実施工程表について甲が特に指示した場合には、更に細部の実施工程表を提出し、甲の係員の承認を得なければならない。
- (3) 特に時期の定められた箇所については、甲と事前に協議し、工程の進捗を図ること。
- (4) 業務の着手前に業務計画書を提出し、甲の承認を得ること。

第 10 節 審査、引渡し

- (1) 乙は、業務完了後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、甲の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、乙はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第 11 節 成果品の提出図書

乙は、本業務を完了したときは、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、成果品の所有権、著作権及び利用権は甲に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書 13 部
- (2) 打合せ議事録一式 13 部
- (3) 本業務に関連し作成した資料一式 13 部
- (4) 上記電子データ (CD-R もしくは DVD) 13 枚
- (5) その他甲が指示したもの

※ (1) ～ (3) はチューブファイル綴じにして納めること。

第 12 節 その他

- (1) 乙は、成果品（業務過程におけるデータ等を含む）について、甲の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務を再委託することを原則禁止する。ただし、甲がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではないこととする。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議のうえ、決定するものとする。

以 上